

子育て世帯生活支援特別給付金について

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金の支給を行うものです。

★低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)

支給対象者 18歳に達する日以後の最初の3月31日まで(児童に法令で定める程度の障がいのある場合は20歳未満)のひとり親家庭の児童を監護・養育する方のうち、以下のいずれかに該当される方

(1) **児童扶養手当受給者**：令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受ける方【申請不要】

(2) **公的年金給付等受給者**：公的年金等を受給していることにより、令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方

※(「公的年金等」には、遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償などが該当します。)ただし、児童扶養手当に係る所得制限限度額を下回る者に限ります。

(3) **家計急変者**：令和3年4月分の児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方

給付額 児童一人当たり一律5万円

支給手続き 支給対象者(1) **児童扶養手当受給者**に該当する方

→ 申請不要です。(対象者の方には振り込み済です。)

支給対象者(2) **公的年金給付等受給者**・(3) **家計急変者**に該当する方

→ 申請が必要です。

※(2) **公的年金給付等受給者**・(3) **家計急変者**に該当する方には4月下旬に案内・申請書等を送付しておりますので、申請書に振込先口座などを記入して、必要書類を郵送または窓口にてご提出ください。

支給時期 支給対象者(1) **【児童扶養手当受給者】**に該当する方

→ 5月11日に児童扶養手当受給口座へ振り込みました。

支給対象者(2) **【公的年金給付等受給者】**・(3) **【家計急変者】**に該当する方

→ 申請内容を審査した後、順次指定口座に振り込みます。

※ご提出いただいた書類に不備・不足等がある場合は、受付できない可能性があります。お早めのお問合せ・申請をお願いします。

受付期限 令和4年2月28日(月)まで(必着) ※ 窓口申請は平日のみ

★低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(その他世帯分)

住民税非課税世帯の子育て世帯の方(その他世帯分)の支給要件や申請方法などについては、厚生労働省より具体的な情報が公表されておりません。詳細が分かり次第、別途お知らせいたします。

■ **問合せ・申請先** 町民税務課 ☎ 0778-47-8015

今庄事務所 ☎ 0778-45-1111

河野事務所 ☎ 0778-48-2111

※窓口来庁による新型コロナウイルス感染症拡大を防ぐため、郵送での受付も可能です。

〈郵便受付〉 〒919-0292 南条郡南越前町東大道第29号1番地 町民税務課